

第百十五号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号ア中「第六項」を「第四項」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第二十五条第四項中「第六条第六項」を「第六条第四項」に改める。

第三十七条第一項中「区職員」を「江戸川区職員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

常時介護を必要とし、居宅において当該介護を受けることができないう障害者等に設けられている同居親族要件を廃止するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。